

議員提出議案第10号

心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年(2026年)9月18日

提出者 八王子市議会議員 安 藤 修 三

賛成者 八王子市議会議員 浜 野 正 太

同 九 鬼 ともみ

同 綿 林 夕 夏

同 森 喜 彦

同 小 林 裕 恵

八王子市議会議長

美濃部 弥 生 殿

心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

東京都の心身障害者医療費助成制度（以下、当該制度という）は、心身障害者の医療の向上と福祉の増進を目的とし、心身障害者の医療費の一部を助成する制度である。現在制度の対象となるのは、障害の程度が重度とされる身体障害者手帳１～２級（内部障害については３級まで）、愛の手帳１～２度、精神保健福祉手帳１級所持者となっており、一定の所得以内で住民税課税者は総医療費の１割負担、住民税非課税者は負担なしとなっている。一方で、愛の手帳３度、４度をはじめとした全体の約８７％を占める、中度・軽度の障害者については、本制度の対象外となっており、一般と同様に総医療費の３割を負担している。

近年、障害者の生活実態に鑑み、対象を拡大する自治体も増えてきており、埼玉県や長野県をはじめとした多くの自治体が、中程度まで対象を拡大している。その背景には、第一に、障害者の経済状況が挙げられる。令和５年度に実施された東京都保健福祉基礎調査における「障害者の生活実態」によれば、都内在住の障害者の年間個人収入額の分布を見ると、５０～１００万円未満の割合が最も多く、知的障害者や精神障害者の約７５％は２００万円未満となっている。第二に、障害者の医療ニーズの高さが挙げられる。障害のある方の中には、継続的な通院や健康管理を必要とする方も多く、特に知的障害者に関しては身体機能の早期低下や罹患するリスクの高い疾病の多さなども専門家によって指摘されている。

このように、障害の程度が中度・軽度であっても、経済的な負担能力が高いとは言えず、同時に医療の必要性やその利用頻度もまた、低いとは言えないのである。さらに、昨今の物価上昇も重なり、日々の生活費の負担が増す中、医療費の自己負担が必要な受診をためらう要因となることも懸念される。

よって、八王子市議会は東京都に対し、上述の当該制度の目的を達成するため、必要な財源を確保したのち、愛の手帳３度、４度の所持者をはじめ、当該制度の対象となっていない障害者の医療ニーズの高さや経済状況など、心身障害者の生活実態に即しての対象者拡大を図り、制度の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年（２０２６年）９月１８日

議 長 名

東京都知事 あて